

市県民税（住民税）申告相談受付日程・会場

●混雑を避けるため、できるだけ指定日に来場ください。（他の指定日に来場することも可能です。）

※2月16日(月)、19日(木)、20日(金)、26日(木)、3月2日(月)、15日(日)は混雑が予想されます。

開催期間

2月5日(木)～3月16日(月)

町内・行政区など		指定日	受付時間	会 場
日奈久	上西町、中西町、下西町、馬越町、栄町、平成町、塩北町、塩南町	2月 5日(木)	9:00～11:30	日奈久コミセン
	新開町、大坪町、新田町、山下町、竹之内町、浜町、東町、中町		13:00～16:00	
二 見	下大野町、野田崎町	2月 6日(金)	9:00～11:30	二見コミセン 会議室
	洲口町、本町、赤松町		13:00～16:00	
東 陽	南	2月 9日(月)	9:00～11:30	東陽定住センター 大研修室
	河俣		13:00～16:00	
	北	2月10日(火)	9:00～11:30	
	小浦		13:00～16:00	
泉	板木、保口、椎原、朴の木、小原、久連子	2月12日(木)	13:00～16:00	振興センター五家荘
	上縦木、下縦木、西の岩、黒原、葉木	2月13日(金)	9:00～12:00	
	柿迫地区	2月12日(木)	9:00～11:30	泉支所 3F 研修ホール
	栗木地区		13:00～16:00	
	下岳地区（本屋敷～土生）	2月13日(金)	9:00～11:30	
	下岳地区（井櫃～矢山）		13:00～16:00	
鏡	駅前、下有佐、有佐、中島、下村	2月16日(月)	9:00～11:30	鏡支所 3階会議室
	内田、宝出、鏡村、津口、芝口		13:00～16:00	
	野崎、上鏡、鏡町、外出、北出	2月17日(火)	9:00～11:30	
	大還、貝洲、碓原、塩浜、北新地		13:00～16:00	
	鏡校区全域	2月18日(水)	9:00～11:30 13:00～16:00	
千 丁	上土、上外牟田、下外牟田、北村、太牟田塘	2月19日(木)	9:00～11:30	千丁コミセン 1階大集会室
	西牟田上、西牟田下、二の丸、八代新地、川開		13:00～16:00	
	北吉王丸、南吉王丸、新牟田一、新牟田二	2月20日(金)	9:00～11:30	
	新牟田三、東牟田		13:00～16:00	
坂 本	西部、深水、中谷	2月24日(火)	9:00～11:30	坂本地域福祉センター 食堂
	百済来下、百済来上		13:00～16:00	
	鎌瀬、中津道、市ノ俣、川嶽、鶴喰、田上	2月25日(水)	9:00～11:30	
	鮎婦、坂本、荒瀬、葉木		13:00～16:00	
代陽、八代、龍峯		2月26日(木)、27日(金)	9:00～11:30 13:00～16:00 午前中は窓口が大変混み合います。	市役所本庁舎 1階多目的ホール 申告会場 特設電話 ☎ 45-5510
松高、郡築、昭和		3月 2日(月)、3日(火)		
高田、金剛		3月 4日(水)、5日(木)		
植柳、麦島、宮地（宮地東を含む）		3月 6日(金)、9日(月)		
太田郷		3月10日(火)、11日(水)		
八千把		3月12日(木)、13日(金)		
全市内（上記の指定日に申告できなかった人）		3月15日(日)		
		3月16日(月)		

税務署が開設する申告相談会場

- 開催場所 八代税務署3階（八代市花園町16-2）
- 開設期間 2月16日（月）～3月16日（月）（土日・祝日を除く）
- 受付時間 9:00～16:00

会場に入場する際は、「入場整理券」が必要です。当日配付に加えて、オンライン事前発行も行います。詳しくは、国税庁ホームページを確認ください。

確定申告書の作成については、スマートフォンを利用してマイナンバーカードを使ったe-Taxが便利です。スマートフォン、マイナンバーカードおよびマイナンバーカード電子証明書に登録した①、②のパスワードが必要となります。

- ① 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ② 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

<パスワードの初期化・再設定方法>

マイナンバーカードのパスワードを忘れてしまった場合やロックがかかってしまった場合、コンビニなどでパスワードを初期化・再設定することができます。

問合せ 国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901 八代税務署 ☎ 32-3141 ※自動音声案内

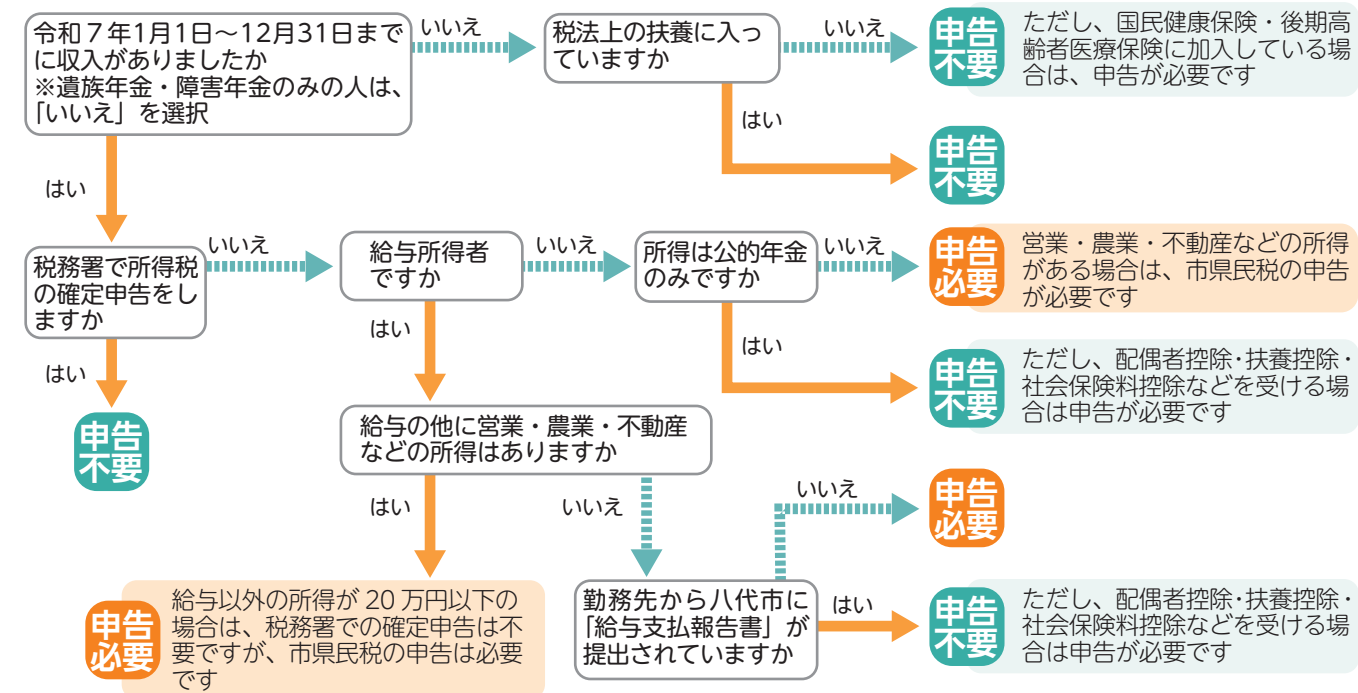


令和8年度市県民税（住民税）の申告相談

問合せ 市民税課 ☎ 33-4107

市県民税の申告が必要な人

令和8年1月1日に本市以外に居住していた人は、居住していた市町村に問い合わせください。



※上記の「申告不要」に該当する場合でも、所得証明書が必要な人、福祉関係のサービスを利用する人などは、市県民税の申告が必要となることがあります。

申告に必要なもの

① 「マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類」

※代理人による提出の場合は、「委任状」、「代理人の本人確認書類」も必要です。

② 収入、所得を証明できる書類

給 与	給与所得の源泉徴収票、給与明細書
公的年金	公的年金等の源泉徴収票
営業、農業、不動産	収入と必要経費をまとめた収支内訳書
そ の 他	満期保険、個人年金、講師料、謝金などの支払明細書、配当金明細（JA等）など

③ 所得控除の対象となる書類（書類がない、資料内容に不備がある場合は控除適用できません）

社会保険料	健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険などの支払証明書または領収書
生命保険料	生命保険会社などが発行する控除証明書
医 療 費	医療費通知のお知らせ、領収書（明細書は事前に記入してください）、おむつ証明書など
そ の 他	地震保険料控除証明書、寄附金控除証明書、障がい者手帳、障害者控除対象者認定書など

郵送で申告する場合

「令和8年度市県民税申告書」に住所、氏名、生年月日、電話番号などの必要事項を記入し、①～③のコピーを同封し、郵送してください。

申告用紙の配布場所

市役所本庁市民税課、各支所、各コミュニティセンターに置いてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。



市ホームページ

令和7年8月豪雨で被害を受けた人への税制上の措置

●個人市民税・県民税（住民税）の減免（令和7年度課税分）

対 象：①または②に該当する人

①災害により死亡または障がい者となった人

②前年の合計所得金額が1,000万円以下で所有する住宅や家財の損害が一定の基準を満たす人

申請期限：3月31日（火）

※必要な書類、申請方法などの詳細は市ホームページから確認ください。



令和7年8月豪雨に係る個人住民税の減免について